

# 津ヨットハーバー管理規則

一般財団法人 伊勢湾海洋スポーツセンター



## 津ヨットハーバー管理規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、津ヨットハーバー(以下「ハーバー」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

### (休業日)

第2条 ハーバーの休業日は、次のとおりとする。ただし、理事長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日(1月1日を除く。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日、水曜日、土曜日、日曜日又は火曜日でない日)

(2) 水曜日(その日が祝日法に規定する休日(1月1日を除く。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日、土曜日、日曜日、火曜日又は水曜日でない日)

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、艇置場及び係留施設については、休業日においても利用することができる。

### (利用時間)

第3条 ハーバーの利用時間は、次の各号に掲げる利用日の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、理事長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 4月1日から9月30日までの日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日 8時から18時まで

(2) その他の日 8時30分から17時まで

2 前項の規定にかかわらず、会議室の利用時間は21時まで延長することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、艇置場及び係留施設の利用時間については、制限をしないものとする。

### (立入禁止等)

第4条 理事長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ハーバーへの立入りを禁止し、又は立退きを命ずることができる。

(1) 一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター(以下「センター」という。)の設立趣旨を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、設備、船舶及び備品等を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他ハーバーの管理に支障を来すおそれがあるとき。

### (遵守事項)

第5条 使用者及びハーバーを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなけ

ればならない。

- (1) 指定された場所以外の場所に、ごみ、廃船その他の汚物若しくは廃物又は竹木、土石その他の物を捨て、又は放置しないこと。
- (2) 指定された場所以外の場所(会議室を含む)で火気を使用しないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (4) センターの諸規程及び関係法令を遵守すること。
- (5) 艇等の保管については、自己の責任において適正に管理すること。
- (6) 他人に危険又は迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (7) その他センター管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(施設等の利用制限)

第6条 理事長が申請者にこの規則に違反する行為があると認める場合は、施設設備等の使用を許可しないものとする。

(艇置場、係留施設、船具庫、ディングーヨット・モーターボート、会議室及びテラスの使用許可申請)

第7条 艇置場、係留施設、船具庫、ディングーヨット・モーターボート、会議室及びテラスを使用しようとする者は、第3条第1項に規定する利用時間内に次の区分により使用許可申請書を理事長に提出し、使用許可を受けなければならない。

- (1) 艇置場使用(変更)許可申請書(様式第1号)
- (2) 係留施設使用(変更)許可申請書(様式第2号)
- (3) 船具庫・船具ロッカー使用許可申請書(様式第3号)
- (4) ディンギーヨット・モーターボート使用許可申請書(様式第4号)
- (5) 会議室及びテラス使用許可申請書(様式第15号)

2 クレーン(マスト起倒を含む。)、給水施設、電気設備、洗浄機及びライフジャケットの使用許可申請は、口頭によるものとする。

(使用の許可)

第8条 理事長は、前条の使用許可申請に基づく使用許可を与えるときは、艇置場、係留施設及び船具庫・船具ロッカーの使用許可は様式第5号から様式第7号までの使用許可書を交付し、ディングーヨット・モーターボート、会議室及びテラスの使用許可については、使用料の領収書をもって使用許可書に替えるものとする。

(使用料の納付)

第9条 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、次の各号による使用料を前条に定める使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。

- (1) 艇置場使用料及び係留施設使用料(別表第1)
- (2) 会議室、テラス使用料(別表第2)
- (3) ディンギーヨット・モーターボート使用料(別表第3)
- (4) 船具庫・船具ロッカー使用料(別表第4)

(5) クレーン使用料(別表第5)

(6) その他使用料(別表第6)

(艇の一時搬入搬出)

第10条 使用者が、艇を一時的に搬出しようとするときは、理事長に一時搬出届出書(様式第8号)を提出しなければならない。

2 使用者以外の者が、艇を一時的に搬入しようとするときは、理事長に一時搬入届出書(様式第9号)を提出しなければならない。

(作業の依頼申請等)

第11条 揚降、洗艇及びエンジンクリーニング作業を依頼しようとする者(以下「作業依頼者」という。)は、事前に会計年度を単位とする揚降・洗艇等作業依頼申請書(様式第10号)を理事長に提出し、センターの職員の立会いの上、船舶の現状の確認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の作業を受託したときは、揚降・洗艇等作業受託書(様式第11号)を交付するものとする。

3 作業依頼者は、作業日の前日までに第3条に規定する利用時間内に作業日及び作業内容等をセンター事務局に連絡しなければならない。ただし、理事長は、気象状況及び業務の都合等により受託しないことができる。

4 作業依頼者は、作業確認日に別表第7に定める揚降、洗艇、エンジンクリーニング等作業料を納付しなければならない。

(使用許可の変更及び廃止)

第12条 使用者は、使用許可申請の内容に変更が生じたときは、艇置場使用(変更)許可申請書(様式第1号)及び係留施設使用(変更)許可申請書(様式第2号)に変更事項を証するものを添付して理事長へ提出し、許可を受けなければならない。

2 理事長は、前項の変更許可申請に基づく変更許可を与えるときは、様式第12号及び様式第13号の変更許可書を交付するものとする。

3 使用者は、使用許可に係る使用を廃止しようとするときは、理事長に使用廃止届出書(様式第14号)を提出しなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、当該許可に係る使用期間が満了したとき、又は当該許可に係る使用を廃止したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 理事長は、使用者に対して、前項の規定による原状の回復又は現状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(使用許可期間満了後の手続等)

第14条 艇置場、係留施設及び船具庫・船具ロッカーの使用者が使用許可期間満了後引き続き使用しようとする者は、使用許可期間満了日までに、使用許可申請を行

い使用許可を受けなければならない。

- 2 理事長は、使用許可期間満了後3箇月の経過後も艇置場又は船具庫が占用されているときは、所有者の承諾を得ず当該艇又は収納物品を収納場所から搬出することができる。

#### (使用料の減免)

第 15 条 理事長は、国、地方公共団体その他の公共団体が、施設等を公用又は公共の用に供するため使用するときその他公益上特に必要があると認めるときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項に規定するその他の公共団体が使用料の減免を受けようとするときは、使用許可申請時に国又は地方公共団体の施設等使用に係る副申書を添付しなければならない。

#### (使用料の不還付)

第 16 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における未使用期間に係る使用料については、この限りでない。

- (1) 施設整備等の理由により使用許可を取り消し、又は変更したとき。
- (2) 災害その他使用者の責に帰することのできない理由により当該施設の使用の開始又は継続ができないとき。

#### (損害賠償義務)

第 17 条 使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害をセンターに賠償しなければならない。

#### (免責事項)

第 18 条 天災、地変又は第三者行為等により使用者の所有する艇等に損傷及び盗難等の損害が生じた場合、センターはその責任を負わない。

#### (補 則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和 59 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に使用している様式は、この規則の規定にかかわらず当分の間使用することができる。
- 3 財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター施設管理規則(昭和 46 年規則第 1 号)は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和 60 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 63 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行前に三重県港湾施設管理条例(昭和 48 年三重県条例第 21 号)及びこの規則による改正前の財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター管理規則によつてした処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によつてした手続その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。



艇置場使用(変更)許可申請書

年 月 日

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター  
理事長

住 所

申請者

氏 名

次のとおり艇置場を使用(変更)したいので許可の申請をします。

置 場	<input type="checkbox"/> 陸上艇置場 <input type="checkbox"/> 艇庫 <input type="checkbox"/> ラック式置場	種 別	<input type="checkbox"/> クルーザーヨット <input type="checkbox"/> モーターボート <input type="checkbox"/> ディンギーヨット
型 式		船の長さ	メートル
船 名		船舶検査番号 又はセールNo.	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
連絡先	電話番号 自宅 携帯電話		
変更の理由			
変更の内容			

備考

- ※印は記入しないで下さい。
- 施設使用を許可されたときは、津ヨットハーバー管理規則に定められた事項を守り、申請者の責任にかかる迷惑行為を生じた場合は、いかなる処置をとられても異議の申し立てはいたしません。

※置場番号	
※使用料の額	円

※台帳入力日

係留施設使用(変更)許可申請書

年 月 日

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター  
理事長

住 所

申請者

氏 名

次のとおり係留施設を使用(変更)したいので許可の申請をします。

種 別	<input type="checkbox"/> クルーザーヨット <input type="checkbox"/> モーターボート		
型 式		船の長さ	メートル
船 名		船舶検査番号 又はセールNo.	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
連絡先	電話番号 自宅 携帯電話		
変更の理由			
変更の内容			

備考

- ※印は記入しないで下さい。
- 施設使用を許可されたときは、津ヨットハーバー管理規則に定められた事項を守り、申請者の責任にかかる迷惑行為を生じた場合は、いかなる処置をとられても異議の申し立てはいたしません。

※係留場所	
※使用料の額	円

※台帳入力日

船具庫・船具ロッカー使用許可申請書

年 月 日

一般財団法人 伊勢湾海洋スポーツセンター  
理事長

申請者名称  
代表者氏名  
住所又は所在地  
自宅電話番号  
携帯電話番号

次のとおり、船具庫 船具ロッカー  
を使用したいので許可の申請をします。

記

種 別 船具庫 第 \_\_\_\_\_ 種

船具ロッカー No. \_\_\_\_\_

使用期間 年 月 日から

年 月 日まで

デインギーヨット  
モーターボート 使用許可申請書

年 月 日

一般財団法人 伊勢湾海洋スポーツセンター  
理事長

申請者住所  
氏 名  
(生年月日 年 月 日)  
電話番号

次のとおり、デインギーヨット を使用したいので許可の申請をします。  
モーターボート

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用者区分	一般・学生	沈艇復元帆走 可能・不可能
使用艇の区分	デインギーヨット	乗 船 歴 年 乗船経験艇種
	<input type="checkbox"/> レーザーラジアル <input type="checkbox"/> シカアラ	
	モーターボート	小型船舶操縦免許証 第 号

- 貸艇の使用が許可された時は、津ヨットハーバー管理規則に定められた事項を守ります。
- 申請者の責任により、部品の亡失又は損傷した場合は、実費負担をいたします。

備 考

- 艇の貸し出しは、9時から利用時間終了1時間前までとし、時間内に装備品を返却してください。
- モーターボートの燃料費は実費負担とします。

太枠は記入しないでください。

使用料	デインギーヨット	艇	@	円	円	合 計
	モーターボート	艇	@	円	円	
	燃 料				円	円



係留施設使用許可書

〒

住所

氏名

年 月 日付けで申請のありました係留施設使用について、  
津ヨットハーバー管理規則第 7 条 1 項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター  
理 事 長

1 船 名

2 船の型式及び船の長さ

メートル

3 使用の期間

年 月 日から

年 月 日まで

4 係留場所

5 使用条件

- (1) 1年間とは4月1日から翌年3月31日まで、1ヵ月単位とは月初めから月末までとなります。
- (2) 無断でバースを変更すること、並びに転貸することは出来ません。
- (3) 係留施設使用許可期間中に陸上艇置場又は艇庫の使用許可が切れた場合、許可された内容は取り消しとなる事があります。
- (4) 出艇する際はセンターで定めた様式（出港届）により届出を行って下さい。
- (5) 施設の使用、艇及び物品は適正に自己管理し、盗難、破損についても自己責任において対応して下さい。
- (6) 施設の使用についてはセンターの指示に従って下さい。
- (7) 前各項のほか、津ヨットハーバーの諸規定を厳守して下さい。

船具庫・船具ロッカー使用許可書

年 月 日

様

一般財団法人 伊勢湾海洋スポーツセンター  
理事長

次のとおり、 の使用を許可します。

記

種 別 船具庫 第 \_\_\_\_\_ 種

船具ロッカー No. \_\_\_\_\_

使用期間 年 月 日から

年 月 日まで

使用料 円

許可条件

- 1 他の団体、個人等に転貸をしないこと。
- 2 内部の設備改善はセンターと協議のうえ使用者の負担で行なうことができる。但し、電気及び火気の使用はしないこと。
- 3 使用許可を解除しようとするときは、原状に回復して返還すること。この場合、既納の使用料は還付しない。
- 4 使用中に、盗難等事故が発生してもセンターはその責任を負わない。
- 5 使用許可期間満了後3ヶ月の経過後も船具庫又は船具ロッカーを占有されているときは、使用者の承諾を得ずに当該収納物品を収納場所から搬出させていただきます。
- 6 前各項のほか、津ヨットハーバーの諸規定を厳守して下さい。

## 一時搬出届出書

年 月 日

一般財団法人 伊勢湾海洋スポーツセンター  
理事長

(申請者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり一時搬出するので申請します。

艇 種	<input type="checkbox"/> クルーザーヨット <input type="checkbox"/> モーターボート <input type="checkbox"/> ディングーヨット		
型 式		船名及び艇番号	
搬 出 日	年 月 日	再搬入予定日	年 月 日
艇以外の 搬出物			
搬出の理由			

上記の艇の搬出を確認しました。 艇置場使用場所 <input type="checkbox"/> 陸上艇置場 <input type="checkbox"/> 艇庫 <input type="checkbox"/> ラック式置場	
年 月 日	(確認者)
上記の艇の再搬入を確認しました。	
年 月 日	(確認者)
備 考	



## 一時搬入届出書

年 月 日

一般財団法人 伊勢湾海洋スポーツセンター  
理事長

(申請者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

自宅電話番号 \_\_\_\_\_

携帯電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり一時搬入するので申請します。

艇種	<input type="checkbox"/> クルーザーヨット <input type="checkbox"/> モーターボート <input type="checkbox"/> ディンギーヨット		
型式		船名又はセール番号	
船の長さ (実測)	m	艇置場区分	<input type="checkbox"/> 陸上艇置場 <input type="checkbox"/> 係留施設
搬入日	年 月 日	搬出 予定日	年 月 日
搬入目的			

料金計算内訳	@	×	日=	_____円
	@	×	日=	_____円
	@	×	回=	_____円
	@	×	回=	_____円
備考	上記の艇の搬出を確認しました。 年 月 日 (確認者)			

## 揚降・洗艇等作業依頼申請書

年 月 日

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター  
理事長

申請者 住所  
氏 名  
電 話 番 号

次のとおり作業を依頼するので申請します。

※記入不要

艇 種	<input type="checkbox"/> クルーザーヨット <input type="checkbox"/> モーターボート	※艇置場使用 場 所	艇庫内 野 積
艇 名		艇 長	m

## 注意事項

- 1 申し込みについて、船舶所有者立ち合いのうえ船を確認させていただきます。センターで検討の結果、受理できない場合があります。
- 2 受託後、センターに対し誓約書を提出していただきます。
- 3 受託の期間は、会計年度（4月～翌年3月）です。更新の場合は再度申請を行って下さい。
- 4 作業の依頼は、電話もしくは窓口で行って下さい。
- 5 揚降作業の受付は、作業前日までとし、作業が完了した後本人の都合若しくは荒天のため乗船されなかった場合でも料金は徴収させていただきます。
- 6 次の場合は作業をお断りすることがあります。
  - (1) 1日の作業能力以上の作業がある場合。
  - (2) 風雨、波浪等で作業が不可能な場合。
  - (3) 艇又は船台の管理状態が不備な場合。
  - (4) 津ヨットハーバー管理規則第6条施設等利用制限の規定に該当する場合。

## 誓 約 書

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンターの揚降・洗艇等の作業を依頼した場合、下記の条件を了承し、一切の異議の申し立てはいたしません。

### 条 件

1. 物損事故等において、センターに過失がある場合の賠償責任は、賠償保険金額の範囲内とする。
2. 作業完了後、センターの自主点検により、エンジン船体等に異状がなければ、センターは、以後の責任を負わない。

年 月 日

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター  
理事長

住 所

氏 名

揚降・洗艇等作業受託書

住所

氏名

年 月 日付けで揚降・洗艇等作業依頼申請について、  
津ヨットハーバー管理規則第11条2項の規定により、次のとおり作業  
を受託します。

年 月 日

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター  
理 事 長

1 船 名

2 船の型式及び船の長さ

メートル

3 作業受託期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 条 件

- (1) 受託後、センターに対し誓約書を提出していただきます。
- (2) 受託の期間は、会計年度（4月～翌年3月）です。更新の場合は再度申請を行ってください。
- (3) 作業の依頼は、電話もしくは窓口で行ってください。
- (4) 揚降作業の受付は、作業前日までとし、作業が完了した後本人の都合若しくは荒天のため乗船されなかった場合でも料金は徴収させていただきます。
- (5) 次の場合は作業をお断りすることがあります。
  - (1) 1日の作業能力以上の作業がある場合。
  - (2) 風雨、波浪等で作業が不可能な場合。
  - (3) 艇又は船台の管理状態が不備な場合。
  - (4) 津ヨットハーバー管理規則第6条施設等利用制限の規定に該当する場合。

艇置場変更使用許可書

〒

住所

氏名

年 月 日付けで変更申請のありました 使用について、  
第 - 号 で許可した内容を取り消し、津ヨットハーバー管理規則第7条1項  
の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター  
理 事 長

1 船 名

2 船の型式及び船の長さ メートル

3 使用の期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 使用条件

- (1) 利用時間外に、艇の整備等を行う場合は事前にセンターに届出を行って下さい。
- (2) 出艇する際はセンターで定めた様式（出港届）により届出を行って下さい。
- (3) 施設の使用中、艇及び物品は適正に自己管理し、盗難、破損についても自己責任において対応して下さい。
- (4) 施設の使用についてはセンターの指示に従って下さい。
- (5) 継続使用の場合には、期間満了までに使用許可申請を行って下さい。  
なお、許可申請を行わない場合は、期間満了までに艇を引き上げて下さい。
- (6) 期間満了後3ヶ月を経過し、なお更新手続きが行われないときは、当該艇又は  
収納物品を収納場所から搬出させていただくことがあります。
- (7) 前各項のほか、津ヨットハーバーの諸規定を厳守して下さい。

係留施設変更使用許可書

〒

住所

氏名

年 月 日付けで変更申請のありました係留施設について、  
第 - 号 で許可した内容を取り消し、津ヨットハーバー管理規則第7条1項  
の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター  
理 事 長

1 船 名

2 船の型式及び船の長さ メートル

3 使用の期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 係留場所

5 使用条件

- (1) 1年間とは4月1日から翌年3月31日まで、1ヵ月単位とは月初めから月末までとなります。
- (2) 無断でバースを変更すること、並びに転貸することは出来ません。
- (3) 係留施設使用許可期間中に陸上艇置場又は艇庫の使用許可が切れた場合、許可された内容は取り消しとなる事があります。
- (4) 出艇する際はセンターで定めた様式（出港届）により届出を行って下さい。
- (5) 施設の使用、艇及び物品は適正に自己管理し、盗難、破損についても自己責任において対応して下さい。
- (6) 施設の使用についてはセンターの指示に従って下さい。
- (7) 前各項のほか、津ヨットハーバーの諸規定を厳守して下さい。

使用廃止届出書

年 月 日

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター  
理事長

届出者 住 所  
氏 名

(艇置場 係留施設 船具庫 船具ロッカー) の使用を廃止したいので、津ヨットハーバー管理規則第12条3項の規定により届け出ます。

1 置場区分	<input type="checkbox"/> 陸上艇置場 <input type="checkbox"/> 艇庫 <input type="checkbox"/> ラック式置場 <input type="checkbox"/> 係留施設 <input type="checkbox"/> 船具庫 <input type="checkbox"/> 船具ロッカー					
2 使用の期間	年 月 日から 年 月 日まで					
3 使用物件	種別	<input type="checkbox"/> クルーザーヨット <input type="checkbox"/> モーターボート <input type="checkbox"/> ディンギー				
	型式		船名		船の長さ	m
4 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 一 号					
5 使用廃止の時期	年 月 日					
6 使用廃止の理由						

備考

- 1 船具庫・船具ロッカー使用廃止届については「3 使用物件」欄記入不要。
- 2 使用許可を廃止する場合は、原状に回復して返還すること。

※台帳入力日

## 会議室及びテラス使用許可申請書

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター  
理事長

(使用者) 氏名又は団体名 \_\_\_\_\_  
 代表者 \_\_\_\_\_  
 住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
 申請者 \_\_\_\_\_  
 連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり施設を使用したいので許可申請をします。

会議室使用日	月	日	から	月	日まで	
大会議室			時から		時まで	17時以降 時間
中会議室			時から		時まで	17時以降 時間
小会議室			時から		時まで	17時以降 時間
使用目的						

使用料 \_\_\_\_\_ 円 (申込者は記入しないで下さい)

テラス使用日	月	日	から	月	日まで	
使用時間			時間			コンロ使用 個
ブース番号			番			使用ブース ブース
延長時間						時間

使用料 \_\_\_\_\_ 円 (申込者は記入しないで下さい)



別表第1

艇置場使用料及び係留施設使用料

ディンギー

全長	陸上保管					
	陸上使用料			艇庫使用料		ラック式 使用料
	1日	1ヶ月	1ヶ年	1ヶ月	1ヶ年	1ヶ年
5m未満	1,240円	10,070円	100,630円	11,220円	112,140円	42,780円
5m以上	1,560円	14,410円	144,020円	18,220円	182,120円	—

クルーザーヨット・モーターボート

全長	陸上保管										海上保管			
	陸上使用料			艇庫使用料		係留施設使用料					係留施設使用料			
	1日	1ヶ月	1ヶ年	1ヶ月	1ヶ年	1日	月額	年額			1日	1ヶ年	昼間 (8:30 ~ 17:00)	
								全納	5回	10回				
5m未満	1,240円	10,070円	100,630円	15,910円	159,100円	680円						1,180円	130,820円	—
5m以上 6m未満	1,560円	14,410円	144,020円	20,250円	202,490円	950円	13,600円	130,540円	138,700円	146,850円		1,460円	187,230円	1,230円
6m以上 7m未満	1,870円	18,770円	187,620円	24,470円	244,650円	1,220円						1,750円	243,900円	
7m以上 8m未満	2,180円	23,130円	231,210円	28,820円	288,140円	1,490円	16,320円	156,650円	166,440円	176,230円		2,060円	300,570円	
8m以上 9m未満	2,480円	27,460円	274,600円	33,170円	331,630円	1,750円	19,030円	182,660円	194,070円	205,490円		2,350円	356,980円	
9m以上 10m未満	2,800円	31,810円	318,090円	37,520円	375,130円	2,030円	21,750円	208,760円	221,810円	234,850円		2,650円	413,510円	
10m以上 11m未満	3,120円	36,180円	361,780円	41,840円	418,310円	2,320円	24,470円	234,880円	249,650円	264,230円		2,940円	470,320円	
11m以上 12m未満	3,430円	40,510円	405,070円	46,140円	461,390円	2,590円	27,190円	260,980円	277,290円	293,600円		3,220円	526,590円	
12m以上 13m未満	4,060円	46,160円	461,600円	50,460円	504,580円	2,860円	29,900円	286,980円	304,920円	322,850円		3,810円	600,080円	
13m以上 14m未満	4,680円	51,830円	518,230円	54,780円	547,760円	3,130円	32,610円	313,000円	332,560円	352,120円		4,390円	673,690円	
14m以上 15m未満	5,310円	57,480円	574,750円	59,100円	590,950円	3,410円	35,330円	339,100円	360,300円	381,490円		4,990円	747,180円	
15m以上 16m未満	5,940円	63,150円	631,380円	—	—	3,700円	38,050円	365,220円	388,040円	410,870円		5,590円	820,790円	
16m以上	5,940円に長さが16mを超える1mごとに640円を加えた額	—	—	—	—	—	—	—	—	—		5,590円に長さが16mを超える1mごとに600円を加えた額	—	

備考 (1) 上下架前後に係留施設を使用する時は、1日に限り使用料は徴収しない。

(2) 係留施設の月額とは、使用月の月初から月末までをいう。また、係留施設の年額とは4月から翌年3月までをいう。

(3) 上記使用料には、ディンギーヨット用船台（ラック式置場のみ）、給水施設、電気施設の各使用料を含むものとする。

(4) 1日とは、利用時間開始（午前8時30分又は午前8時）から翌朝の利用時間開始（午前8時30分又は午前8時）までをいう。

## 別表第2

## 会議室、テラス使用料

区 分		使用時間	使 用 料		
			競技会使用	関連団体等使用	一般使用
会 議 室	大会議室	9時から 12時まで	1,930円	3,850円	5,770円
		13時から 17時まで	2,470円	4,950円	7,430円
		9時から 17時まで	3,300円	6,600円	9,900円
		17時以降 (1時間までごと)	830円	1,640円	2,470円
	中会議室	9時から 12時まで	1,370円	2,750円	4,130円
		13時から 17時まで	1,650円	3,300円	4,950円
		9時から 17時まで	2,200円	4,400円	6,600円
		17時以降 (1時間までごと)	550円	1,100円	1,640円
	小会議室	9時から 12時まで	970円	1,970円	2,960円
		13時から 17時まで	1,100円	2,200円	3,300円
		9時から 17時まで	1,470円	2,940円	4,400円
		17時以降 (1時間までごと)	370円	740円	1,090円
テ ラ ス	1ブース (3時間)	艇置場使用者	530円		
		艇置場使用者の紹介 及び会議室利用者	1,050円		
		その他	2,100円		

- 備考
- (1) 競技会使用とは、海洋スポーツに関する競技会のために当日使用するものに限る。
  - (2) 関連団体使用とは、定款第3条の目的に合致し、非営利目的であること。
  - (3) 17時以降の会議室使用で、時間延長については21時までとする。
  - (4) 会議室で火気は使用しないこと。

別表第3

## ディンギーヨット・モーターボート使用料

艇種		使用目的	使用主体	使用料金
ディンギーヨット	レーザラジアル	競技、一般使用	学 生	2,860円
			一 般	4,280円
	シカーラ	競技使用	学 生	4,280円
			一 般	5,720円
		一般使用	学 生	4,280円
			一 般	8,580円
モーターボート		競技使用	学 生	8,580円
			一 般	11,440円
		一般使用	学 生	11,440円
			一 般	14,300円

(注) 使用時間の限度は、センター利用時間1時間前までとする。

- 備考 (1) 使用者の責任により部品の亡失または損傷をしたときは、使用者の実費負担とする。  
(2) モーターボートの燃料費は使用者の実費負担とする。

別表第4

## 船具庫・船具ロッカー使用料

種 別	使 用 料	
第 1 種 (7.2㎡)	1ヶ年	46,200円
第 2 種 (6.0㎡)	1ヶ年	42,230円
第 3 種 (4.8㎡)	1ヶ年	38,280円
第 4 種 (3.6㎡)	1ヶ年	29,040円
船 具 ロ ッ カ ー	1ヶ年	6,600円

別表第5

## クレーン使用料

区 分	艇の長さ	揚又は降1回につき	回数使用券 (6回分)	マストの起倒1回
専用使用艇	10メートル未満	2,750円	13,750円	4,210円
	10メートル以上	3,300円	16,500円	5,500円
外 来 艇	6メートル未満	3,300円	16,500円	4,760円
	6メートル以上10メートル未満	5,500円	27,500円	6,960円
	10メートル以上			7,700円
団体等が所有する場合で、用途が救助用及び監視用に使用する船舶		1,210円		

備 考 (1) 専用使用艇とは、使用許可期間が1か月以上のものをいい、外来艇とは、その他のものをいう。

(2) 回数使用券は、6回の利用の許可を一括して受けた場合の使用料とする。

別表第6

## その他使用料

種 別	単 位	料 金	
給 水 施 設	1 回	340円	
船 台	1 日	320円	
椅 子	1 脚	70円	
テ ン ト	1 張	3,300円	
電 気 設 備	1 回	220円	
コインロッカー	1 回	20円	
ライフジャケット	1 日	320円	
洗 浄 機	専用使用艇	1時間ごと	1,050円
	外 来 艇		2,100円

備 考 (1) 専用使用艇とは、陸上艇置場、艇庫保管、ラック式置場の使用許可期間が1ヶ月以上のものをいい、外来艇とは、その他のものをいう。

## 別表第7

## 揚降、洗艇、エンジンクリーニング等作業料

艇の長さ 区分	揚又は降	洗艇1回	エンジンクリーニング 1回
	作業1回		
5メートル未満	3,300円	4,260円	1機 1,750円
5メートル以上6メートル未満		5,890円	
6メートル以上7メートル未満		7,640円	
7メートル以上8メートル未満	5,500円	9,420円	
8メートル以上9メートル未満		11,050円	
9メートル以上10メートル未満		12,810円	
10メートル以上	5,500円に、艇の長さが10メートルを超える1メートルごとに1,100円を加えた額	12,810円に、艇の長さが10メートルを超える1メートルごとに1,780円を加えた額	2機 2,500円
燃料給油作業料	1回		530円

